

平成 22 年 6 月 18 日 (金)
愛知県県民生活部統計課人口統計グループ
電話 052-961-2111 内線 2333・2334
(ダイヤルイン) 052-954-6100

この資料の内容は、インターネットでご覧になれます。
アドレス <http://www.pref.aichi.jp/toukei/>

平成 20 年 10 月 1 日現在

あいちの住宅・土地

—平成 20 年住宅・土地統計調査結果—

目 次

利用上の注意

調査のあらまし

調査結果の概要

I 住宅・世帯の概況

- 1 総住宅数と総世帯数
- 2 居住世帯のある住宅とない住宅

II 住宅の状況（居住世帯のある住宅）

- 1 住宅の種類
- 2 住宅の建て方
- 3 住宅の構造
- 4 建築の時期
- 5 住宅の所有の関係
- 6 住宅の規模
- 7 敷地面積
- 8 住宅の設備

III 世帯の居住状況

- 1 持ち家世帯率
- 2 家計を主に支える者の居住状況
- 3 居住密度
- 4 最寄りの生活関連施設までの距離

IV 居住面積水準の状況

- 1 最低居住面積水準
- 2 誘導居住面積水準

V 高齢者のいる世帯

- 1 世帯数の推移

- 2 住宅の建て方・所有の関係
- 3 居住状況
- 4 高齢者等のための設備工事

VI 住宅・土地所有の状況

- 1 住宅・土地
- 2 現住居の敷地
- 3 現住居以外の住宅
- 4 現住居以外の敷地

VII 都道府県・市町の状況

- 1 都道府県の状況
- 2 市町の状況

統計表

- 付表 1 居住世帯の有無別住宅数、人が居住する住宅以外の建物数、総世帯数
- 付表 2 住宅の建て方、構造、階数、建築の時期別住宅数
- 付表 3 住宅の種類、所有関係別1住宅当たり居住室数、畳数、延べ面積、
1人当たり畳数、1室当たり人員
- 付表 4 住宅の所有の関係、敷地面積別一戸建の住宅数
- 付表 5 住宅の種類、住宅の所有関係、建て方、構造、建築の時期、
設備状況別住宅数
- 付表 6 高齢者等のための設備状況別住宅数
- 付表 7 住宅の種類、所有関係、
建築の時期別省エネルギー設備等のある住宅数
- 付表 8 建物の構造、建築の時期、建て方、
住宅の耐震診断、耐震工事状況別持ち家総数
- 付表 9 家計を主に支える者の年齢、住宅の所有関係別普通世帯数

付表 10 住宅の所有関係、建て方、最低居住水準・誘導居住水準別主世帯数

付表 11 住宅の所有関係、建て方、

最低居住水準・誘導居住水準別高齢者主世帯数

付表 12 住宅・土地の所有状況別普通世帯数

付表 13 家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入階級、

住宅・土地の所有状況別普通世帯数

付表 14 普通世帯が現住居以外に所有する主な用途別住宅数

付表 15 現住居の敷地以外の宅地などを所有する普通世帯数及び所有件数

付表 16 調査結果による都道府県の状況（その1～3）

付表 17 調査結果による市町の状況（その1～3）

用語の解説

利 用 上 の 注 意

- 1 ここに掲げた統計表は、標本調査の推計値であるため、1位を四捨五入し10位までを有効数字として表章しました。ただし、愛知県計については10位を四捨五入し100位までを有効数字としています。したがって、表中の個々の数字の合計が、必ずしも総数及び愛知県計とは一致しません。なお、平均値については、それぞれ表章単位未満を四捨五入して表章しています。
- 2 統計表中に使用されている記号は次のとおりです。
 - 「-」・・・調査又は集計した該当数字のないもの
 - 「…」・・・調査又は集計してないもの
 - 「0」・・・調査又は集計した該当数字が表章単位に満たないもの
- 3 県内全市町村が調査対象でしたが、調査結果は、標本調査の推計値であるため、県内全市・区及び一定規模以上(※)の町村のみの統計表を掲載しています。表章される市町村は下記のとおりです。

※ 平成20年10月1日現在の行政区域での平成17年国勢調査人口を基準とした人口1万5000人以上。

区 分	市 町 村
尾 張 地 域	
名古屋地区	名古屋市
海部地区	津島市、愛西市、弥富市、七宝町・美和町・甚目寺町・大治町・蟹江町・飛島村
尾張西部地区	一宮市、稲沢市
尾張中部地区	清須市、北名古屋市、 <u>豊山町</u> ・春日町
尾張北部地区	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町・扶桑町
尾張東部地区	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町・長久手町
知多地区	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町
西 三 河 地 域	
豊田加茂地区	豊田市、三好町
岡崎額田地区	岡崎市、幸田町
衣浦東部地区	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
西尾幡豆地区	西尾市、一色町・吉良町・ <u>幡豆町</u>
東 三 河 地 域	
新城北設楽地区	新城市、 <u>設楽町</u> ・ <u>東栄町</u> ・ <u>豊根村</u>
宝飯地区	豊川市、蒲郡市、小板井町
豊橋田原地区	豊橋市、田原市

注) 下線のある町村は、市町村別の統計表に表章されていません。

調査のあらまし

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成10年調査時に変更したものであり、平成20年調査はその13回目に当たります。

2 調査のねらい

今回の調査は、平成18年に今後の住宅政策の基本となる「住生活基本法」が公布・施行され、住宅政策が「量」の確保から「質」の向上へと本格的な転換が図られることとなったことを踏まえ、既存住宅の改修の実態や耐震性、防火性、防犯性など、住宅の質に関する事項の把握の充実に努めています。

3 調査の根拠法令

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（注：指定統計第14号を作成するための調査）であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施しました。

4 調査の時期

調査は、平成20年10月1日現在で実施されました。

5 調査の地域

本県における平成17年国勢調査の調査区数53,425調査区の中から、総務省統計局において11,341調査区（抽出率4分の1）が選定され、平成20年2月1日現在で、これらの調査区を住戸数に応じて分割することにより設定した13,021調査単位区（61市町村）について調査しました。

6 調査の対象

調査期日において、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯を対象としました。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外しました。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘留所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

7 調査の方法

(1) 調査の系統

この調査は、総務大臣―知事―市町村長―住宅・土地統計調査指導員―住宅・土地統計調査員―調査世帯の系統により実施しました。

(2) 調査の方法

調査は、知事が任命した調査員が各調査対象を訪問して調査票を配布し、後日、収集する方法により実施しました。

8 集計及び結果の公表

結果は、速報集計及び確報集計から成り、インターネットへの掲載により公表します。